

# 質量計販売事業者の遵守事項

## 計量法第51条・第52条

1 届出事項に変更があったとき又は事業を廃止したときには、遅滞なく、その旨を東京都知事に届け出なければならない。〈計量法第51条第2項〉

【罰則：計量法第180条】 計量法第51条第2項の規定による届け出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する

2 経済産業大臣は、経済産業省令（計量法施行規則）で、販売事業者が遵守すべき事項を定めることができる。〈計量法第52条第1項〉

① 届出に係る特定計量器の性能及び使用の方法、当該特定計量器に係る法の規制その他の当該計量器に係る適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めること〈計量法施行規則第19条第1号〉

② 届出に係る特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明すること〈計量法施行規則第19条第2号〉

「取引・証明に使用されるはかり」を購入される方に対しては、検定証印【】又は基準適合証印【】が付された「はかり」を販売し、その正しい使用方法と定期検査の受検義務について説明してください。また、「はかり」は、重力加速度の影響により、使用場所が制限されているものがあります。購入される方に使用場所を確認し、適切な「はかり」を販売してください。

【上記①②の遵守義務に違反した場合の処置】（計量法第52条第2項～第4項）

ア 知事は、販売事業者が遵守すべき事項を遵守せず、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障を生じていると認めるときは、当該販売事業者に対しこれを遵守すべきことを勧告することができる

イ 知事は、アの勧告を受けた事業者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる

ウ 知事は、アの勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告に係る処置とらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る処置をとるべきことを命ずることができる

【罰則：計量法第174条】 計量法第52条第4項（上記ウ）の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する

### 東京都計量検定所 管理指導課 指導担当



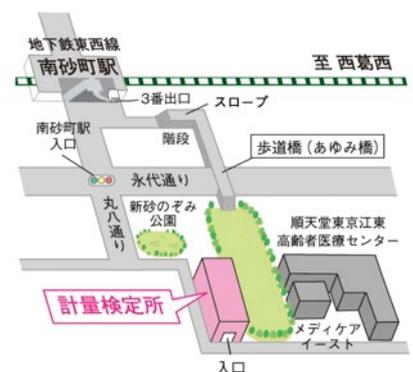
〒136-0075

東京都江東区新砂三丁目3番41号

電話：03(5617)6635 FAX：03(5617)6634

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/keiryo/>

S1122001@section.metro.tokyo.jp



## ◆ はかりの定期検査(計量法第19条)

検定に合格したばかりでも長い間使用していると性能上の問題が生じることがあります。そこで、取引や証明に使用するばかりや分銅、おもりについては、2年に1回都道府県等が行う定期検査を受検する義務が使用者に課せられています。

※ 正当な理由なく計量法第19条の定期検査の規定に違反した場合には、罰則として50万円以下の罰金(計量法第173条)の規定が定められています。

定期検査は使用する計量器の種類及び地域によって検査を行う時期や場所が定められ、検査の1ヶ月前に公示(東京都公報)します。検査日程については、東京都計量検定所HP(<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/keiryu/>)でも確認可能です。

定期検査に関してご不明な点があれば、検査課 計画担当(TEL 03-5617-6638)までお問い合わせください。



2022年8月に定期検査に合格したことを示しています

## ■ 販売事業の届出

特定計量器のうち質量計〔非自動はかり(家庭用除く)、分銅及びおもり〕の販売事業を行う場合は、「計量法」により都道府県知事への届出が義務付けられています。

また、届出事項\*に変更があったときや特定計量器の販売事業を廃止したときには、遅滞なく「届出記載事項変更届」又は「事業廃止届」の提出が必要です。

※ 届出事項とは、住所、氏名(法人にあっては名称及び代表者名)、営業所の名称・所在地のことで、届出者及び営業所の事項の変更や営業所の増設・廃止があった場合に、変更又は廃止届の提出が必要です。

※ 届出の際は、必ず下記担当まで事前にご連絡ください。

## ■ 記入上のご注意

### ◆ 届出事項に変更が生じたとき

- 1 届出者欄 届出者欄の記載事項に変更があった場合には、変更後の住所、氏名等で届け出る
- 2 事業の区分の略称欄 質量計
- 3 変更のあった事項欄 住所、氏名(法人にあっては名称及び代表者名)等の変更の場合、新旧の情報を記入する  
営業所の増設・一部廃止の場合、その名称及び所在地を記入する
- 4 変更の事由欄 変更のあった事由を記入する  
例 本社の移転、営業所の移転、代表者の交代、名称の変更、事業の譲渡、吸収合併等
- 5 提出部数 正本1通
- 6 添付書類 変更を証する書面を添付  
・個人の場合、住民票  
・法人の場合、履歴事項全部証明書

※ 事業譲渡、相続、合併若しくは分割があった場合などには、別途添付書類が必要となりますので下記担当までお問い合わせください。

### ◆ 特定計量器の販売事業を廃止したとき

- 1 届出者欄 届出をしている者の住所、氏名等を記入する
- 2 事業の区分の略称欄 質量計
- 3 届出をした年月日欄 旧法の登録事業者にあつては、平成5年11月1日  
平成5年11月1日以降の届出事業者にあつては、届出をした年月日
- 4 提出部数 正本1通

※ 計量検定所HP(<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/keiryu/>)から様式類がダウンロードできます

## ≪届出書記入例≫

届出書記載事項変更届

年号〇〇年〇〇月〇〇日

東京都計量検定所長 殿

届出者 住所 東京都江東区新砂〇丁目〇番〇号  
氏名 株式会社〇〇商店  
代表取締役 東京 太郎

下記のとおり変更があったので計量法第51条第2項において準用する第42条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 事業の区分の略称  
質量計
- 2 変更のあった事項  
本店住所の変更  
新 東京都江東区新砂〇丁目〇番〇号  
旧 東京都港区海岸〇丁目〇番〇号
- 3 変更の事由  
本店社屋移転のため

注: 用紙の大きさはA4

事業廃止届

年号〇〇年〇〇月〇〇日

東京都計量検定所長 殿

届出者 住所 東京都江東区新砂〇丁目〇番〇号  
氏名 株式会社〇〇商店  
代表取締役 東京 太郎

下記の販売の事業は、年号〇〇年〇〇月〇〇日に廃止したので計量法第51条第2項において準用する第45条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 事業の区分の略称  
質量計
- 2 届出をした年月日  
年号〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 工場及び事業場等の所在地  
江東営業所  
東京都江東区新砂〇丁目〇番〇号  
立川営業所  
東京都立川市柴崎町〇丁目〇番〇号

注: 用紙の大きさはA4



〔販売事業に関するお問合せ先〕

東京都計量検定所 管理指導課 指導担当

〒136-0075 東京都江東区新砂三丁目3番41号

TEL 03-5617-6635 FAX 03-5617-6634

E-mail S1122001@section.metro.tokyo.jp